

農作業で堆肥を使用される方へ

農地におかれた堆肥について、市民の方から市役所へ多数の相談が寄せられています。堆肥の臭いを完全に無くすることは困難ですが、農地で堆肥を使用する際は、以下の点に配慮してください。

- 1 堆肥を散布することを事前に近隣の方へ知らせる。
- 2 完熟した堆肥を使用する。(畜産農家は未熟な堆肥を供給しない。)
- 3 農地に堆肥を降ろすときは、できるだけ民家から離れた場所にする。
- 4 農地に堆肥を降ろしたら、速やかに鋤きこむ。
- 5 風雨等天候に注意し、においの発生や堆肥の流出による近隣の方への影響を極力減らす。
- 6 道路を汚した場合には清掃する。

お問い合わせは

環境保全課 大気・騒音対策グループ TEL. 453-6170
 農業振興課 生産環境グループ TEL. 457-2332

野焼きは原則禁止です

「野焼き」は、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

※農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為は、禁止行為から除外されていますが、近隣から苦情があった場合は、やめていただくことがあります。



お問い合わせは

環境保全課 大気・騒音対策グループ TEL. 453-6170

2025年農林業センサスにご協力をお願いします

令和7年2月1日現在で、農林業を営むすべての方を対象に、2025年農林業センサスを実施します。農業施策の基礎データとなる5年に一度の重要な調査です。令和7年1月中旬から調査員が伺いますので、調査にご協力をお願いします。



農林業センサス

お問い合わせは 文書行政課 又は 各区役所区振興課・行政センターへ

文書行政課	TEL. 457-2246	中央区区振興課	TEL. 457-2210
浜名区区振興課	TEL. 585-1132	天竜区区振興課	TEL. 922-0011
東行政センター	TEL. 424-0115	西行政センター	TEL. 597-1112
南行政センター	TEL. 425-1120	北行政センター	TEL. 523-1112

浜松市役所 農業 担当窓口

【業務時間/平日 8:30~17:15】

担当窓口	お問い合わせの内容
農業水産課 TEL.457-2333	6次産業化、ブランド戦略
	農業経営塾
	浜松パワーフード
農業振興課 TEL.457-2331	認定農業者関連事業
	経営所得安定対策
北部農業グループ TEL.523-1113	鳥獣被害対策
浜北農業グループ TEL.585-1117	農産物の生産振興
天竜農業グループ TEL.922-0030	農地の売買・貸借
農地利用課・農業委員会事務局 TEL.457-2481	地域計画(人・農地プラン)
	農地台帳の登録・変更
北部農地利用グループ TEL.523-3106	農業者年金
浜北農地利用グループ TEL.585-1118	農地の転用
	農地の基盤整備
農地整備課 TEL.457-2311	農道
	水路の草刈、泥上げ
	水路的機能支払交付金

農業委員会と農業委員会だよりに関するお問い合わせ・ご意見は、農業委員会事務局までお願いします。

令和6年12月10日発行 発行者:浜松市農業委員会 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本館6階
 TEL.053-457-2481 FAX.050-3730-5387 E-mail:nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp



はままつ 農業委員会だより 第25号

2024 令和6年12月10日 発行



特集 新しい農業委員・農地利用最適化推進 委員・農業調査員が就任しました …… 1~3

表紙写真:はままつのお茶
 浜松市では、山間地から平地まで多彩な土地柄のもと、各地域で特色あるお茶づくりが行われています。
 今年8月に行われた第78回全国茶品評会では、多くの市内生産の出品茶が好成績を収め、成績優秀な市町村に贈られる「産地賞」(普通煎茶4kgの部)を受賞しました。

令和7年4月に農地の貸し借り制度が大きく変わります …… 4
 農業振興情報 …… 5 | 各種お知らせ …… 6-7

特集 新しい農業委員・農地利用最適化推進委員・農業調査員が就任しました

農業委員会会長・副会長インタビュー

後藤 剛 会長

「頼られる・相談される・信頼される農業委員でありたい」



農業委員として4期目を迎え、これまでの経験を活かしながら、さらに地域に貢献していきたいと考えています。農業委員の活動を通じて、地域の方々から多くの相談を受けてきました。その中で特に印象に残っている経験があります。

農地パトロール中に、管理が行き届いていない農地を発見しました。所有者と話をする中で、高齢化により耕作が困難になっていることがわかりました。そこで、新たな耕作者を探し、マッチングすることができました。所有者からは「助かった。もう限界を感じていてどうしようかと思っていた」との言葉をいただき、農業委員としての役割の重要性を実感しました。

このような橋渡しの役割こそが、「頼られる」農業委員の姿だと考えています。そのためには、地域の実情をよく知り、農家の方々の声に耳を傾け、適切なアドバイスができるよう、日々努力を重ねていく必要があります。

浜松市は全国第6位の農業産出額を誇ります。この力を維持し、さらに前進させることが我々の使命です。他の農業委員・推進委員や事務局と協力し、浜松市の農業をさらに発展させていきたいと考えています。具体的には、新規就農者の支援、農地の有効活用、そして持続可能な農業の推進などに力を入れていきます。

令和6年7月に農業委員会の委員等の改選が行われ、新たな農業委員、農地利用最適化推進委員、農業調査員が就任しました。農業委員は農地法に関する法令業務、農地利用最適化推進委員は農地の利用状況を調査し、農地の集積・集約を進める業務などを担います。農業調査員は農地の現地調査を通じ、情報収集を行います。

委員の改選に伴い、農業委員会会長と副会長の選出が行われました。新たに会長・副会長になられたお二人に、意気込みや抱負を伺いました。

水崎 久司 副会長

「地域の特性を活かした耕作放棄地対策と農業の活性化を」



農業委員会の主要な業務である許認可業務に加え、浜松市の喫緊の課題である耕作放棄地の解消に取り組むことが重要だと考えています。年々増加する耕作放棄地を少しでも減らしていくため、その原因を丁寧に分析し、長期的な視点で解決策を見出していきたいと思っています。

その際、重要なのは地域ごとの特性や伝統を尊重することです。例えば、耕地面積が少ないながらも農業と森林保護を両立させてきた地域があります。このような地域の知恵や技術を大切にしながら、行政とも連携し、農業と環境保全の調和を図っていきたいと考えています。

また、多角的な視点を持つことの重要性も感じています。私自身、自然薯の生産者として、大きく長く育てることにこだわっていました。しかし、消費者の方から「こんなに大きいのはどうやって運ぶの?」「小分けの方が新鮮なまま使いやすい」といった意見をいただき、視点の転換の必要性を学びました。

このような経験を活かし、生産者の思いと消費者のニーズをバランスよく取り入れた農業の推進に努めたいと思います。具体的には、地産地消の推進、農産物のブランド化、そして6次産業化の支援などに取り組んでいきます。

様々な立場の方々の意見やアイデアを集約し、浜松市の農業の活性化に全力を尽くしてまいります。皆様のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

委員等 一覧

【任期:令和6年7月1日～令和9年6月30日 3年間】

蒲・和田・長上 地区調査会		農業調査員	
農業委員	岡野 慶春	-	袴田 一美 鈴木 宏幸
推進委員	渡瀬 三郎	蒲・和田・長上	池本 勝 中村 邦義

中ノ町・笠井 地区調査会		農業調査員	
農業委員	松島 好則	-	稲津 康雄 高柳 康博
推進委員	大場 章弘	中ノ町・笠井	菅沼 郁夫 松島 茂次
			中村 修

積志 地区調査会	農業調査員		
農業委員	青木 俊博	-	有賀久仁明 伊藤 公明
推進委員	尾上 哲一	積志	影山 政勝 高橋 雅弘
			鈴木 規夫 袴田 映好
			細田 武治 浅倉 辰吉

入野・富塚・和合・神久呂・雄踏 地区調査会	農業調査員		
農業委員	谷野 哲生	-	飯田 力也 小田木 猛
推進委員	神田 隆義	雄踏	松下 和成 原田 正彦
	原田多美雄	神久呂	土屋 和義 宮崎 隆広
	藤谷 浩志	入野・富塚・和合	加茂 博章 鈴木 康明
			大堀 高弘

※次ページに続く

湖東・花川		地区調査会	農業調査員	
農業委員	江間 栄作	-	古橋 賀津也	野島 正孝
推進委員	新村 俊則	伊佐見	野島 賢一	袴田 正保
	賀茂 秀治	和地・花川	古橋 保治	山下 順一
			中村 学	原野 健一
			天野 静夫	小柳 進

庄内		地区調査会	農業調査員	
農業委員	中嶋 宗一	-	藤野 源之進	山中 啓慈
推進委員	山崎 民雄	庄内	新村 和彦	今田 博之
	坪井 正博	庄内		

篠原・舞阪		地区調査会	農業調査員	
農業委員	鈴木 満彦	-	青木 信行	松下 和義
推進委員	山崎 義弘	篠原・舞阪	野寄 道夫	

芳川・飯田		地区調査会	農業調査員	
農業委員	足立 侑律	-	鈴木 孝彦	吉田 民治
推進委員	高橋 成章	芳川		
	金原 和則	飯田		

河輪・五島・白脇		地区調査会	農業調査員	
農業委員	袴田 博子	-	伊藤 道夫	大石 宏往
推進委員	増井 尚志	白脇	曾布川 源三	村瀬 静男
	鈴木 光子	河輪		
	藤田 友康	五島		

新津・可美・江西		地区調査会	農業調査員	
農業委員	島 英雄	-	鳥居 伊佐夫	阿部 正典
推進委員	中村 正伸	新津・可美・江西	山村 孝	松本 修
			池谷 芳夫	

三方原		地区調査会	農業調査員	
農業委員	内山 進吾	-	鈴木 茂光	石塚 廣隆
推進委員	伊東 修	三方原	足立 知則	渡邊 明
	村木 徹	三方原	堤 陵一	多田 典行
			鈴木 隆光	山本 健司
			浦島 高志	

都田		地区調査会	農業調査員	
農業委員	岡本 純	-	渥美 安文	川合 秀明
推進委員	山下 峰與	都田	二橋 誠	小田木 恒雄
	尾高 誠一	都田	古橋 勝也	

細江		地区調査会	農業調査員	
農業委員	山中 秀三	-	瀬戸 誠	井村 高夫
推進委員	竹内 行男	細江	田中 正史	山本 昌邦
	手塚 和秀	細江	淵倉 一弥	村上 吉司

引佐		地区調査会	農業調査員	
農業委員	安間 利和	-	櫻井 収一	蒔田 正好
推進委員	仲田 恒雄	引佐	山下 行秀	河村 祝重
	内山 弘和	引佐	山下 秀夫	鈴木 良夫
			竹田 康博	山下 雅巳

三ヶ日		地区調査会	農業調査員	
農業委員	後藤 剛	-	片山 雅詞	河西 充
推進委員	諸鍛治 幹照	三ヶ日	山本 直英	高平 政和
	坪井 啓明	三ヶ日	清水 義孝	加藤 浩昭
	外山 義典	三ヶ日	石田 雅哉	夏目 雅弘
			小野 吉弘	田中 道典
			名倉 令和	大野 政照

浜名・北浜		地区調査会	農業調査員	
農業委員	平野 和重	-	野末 典秀	袴田 浩之
推進委員	井口 正廣	浜名	桑原 成有	渡邊 幹夫
	松島 眞一	北浜	中安 千秋	高林 正幸
			川合 利昭	小林 利夫
			大石 良彦	

中瀬・赤佐・鹿玉		地区調査会	農業調査員	
農業委員	森島 倫生	-	河合 悟	渥美 一明
推進委員	岩崎 幸彦	中瀬	木下 哲也	中野 吉満
	松島 宏樹	赤佐	袴田 純一	辻 久昌
	竹内 好和	鹿玉	河村 賢治	千葉 正則
	奥野 伸次	鹿玉		

天竜・龍山		地区調査会	農業調査員	
農業委員	鈴木 英雄	-	大柴 保弘	大柴 佳裕
推進委員	宮澤 円	天竜・龍山	野沢 俊夫	大石 清
			野牧 敏之	藤原 東

春野		地区調査会	農業調査員	
農業委員	水崎 久司	-	清水 昭吉	岸本 光弘
推進委員	鈴木 猛史	春野	玉川 光信	尾上 正

佐久間・水窪		地区調査会	農業調査員	
農業委員	森下 孝雄	-	牧野 和行	坂本 角仁
推進委員	袴田 研司	佐久間・水窪	小池 清士	

担当地区を持たない委員				
農業委員	鈴木 緑	農業者年金加入推進、新規就農者相談等		

利害関係を有しない委員 ※				
農業委員	伊藤 安子	鈴木 要	高林 美智代	

※農業委員会等に関する法律第8条第6項で「委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と規定されています。

令和7年4月に農地の貸し借り制度が大きく変わります。

令和4年の農地法、農業経営基盤法、中間管理事業法等の法律改正により、令和7年3月末で利用権設定(いわゆる相対利用権)が廃止され、農地中間管理事業も新たな制度になります。

- ポイント**
- 農地の貸し借りには必ず市(農業委員会)への手続きが必要【ここは変更なし】
 - 令和7年3月末で利用権設定制度(相対利用権)が廃止される。利用権設定申請は令和7年2月10日メが最終
 - その後の農地の貸し借りは「農地法第3条」または「(新)中間管理事業」のいずれかで申請



(新) 中間管理事業による貸借について

- ・所有者から県公社が農地を借りて、耕作者に転貸する制度です。
- ・旧中間管理事業と異なり、借り手や賃借料は、所有者と耕作者間で決めることができます。【旧制度からの変更点】
- ・貸借期間は原則10年以上。
- ・賃貸借(有料)、使用貸借(無料)とも可。物納(米等の現物で支払い)は不可。
- ・毎年の耕作者への賃借料の請求、所有者への賃借料の支払いの事務は公社が行います。
- ・賃貸借(有料)の場合、耕作者、所有者双方に公社手数料がかかります。
※公社手数料…賃借料の1%(100円以下の場合は100円)とその消費税。使用貸借(無料)の場合、手数料はかかりません。
- ・申請窓口は市役所農地利用課(市役所本庁舎、浜名区役所、北行政センター内)。毎月10日メ。
- ・申請様式は市役所窓口で配布(新様式はR6.12月頃から配布します。)
- ・申請から権利設定までに3ヶ月程度かかります。例)4/10メに申請→7/20設定

農地法第3条による貸借について(下線部は(新)中間管理事業による貸借との違い)

- ・契約満期が来ても貸借は自動更新 ※契約終了には解約手続きが必要((新)中間管理事業は契約満期で一旦契約終了)
- ・賃貸借(有料)、使用貸借(無料)いずれも可。物納も可
- ・(新)中間管理事業と比べて申請書作成が少し難しい。(添付資料も多い)
- ・許可申請書とは別に、所有者⇄耕作者間の農地貸借契約書が必要。(新)中間管理事業は契約と許可申請が一書類にパッケージ)
- ・許可申請は毎月25日メ→翌月15日許可 ※約1ヶ月 ただし許可申請前に当事者間で契約書作成が別途必要

お問い合わせは 農地利用課・農業委員会事務局 TEL. 457-2836

農業振興情報

あなたも認定農業者になりませんか？

(1) 認定農業者とは？

「農業経営改善計画」を市に提出し、市から認定を受けた農業者をいい、令和6年3月末現在、約1,052名（農林水産大臣認定、静岡県知事認定を含む）の皆さんが認定を受けています。

(2) 認定農業者になるメリットは？

主なものとして、以下の支援事業（一例）が受けられます。
（認定農業者になり、地域計画（人・農地プラン）に位置付けられることが条件になります）

- ① 農業制度資金の活用及び金利負担軽減措置
- ② 国・県・市などの補助事業の活用
- ③ 経営所得安定対策
- ④ 農業者年金保険料の国庫補助 など

(3) 認定農業者になるための経営目標

所得目標 年間農業所得750万円程度（従事者が1人の場合は400万円）
※中山間地域は年間農業所得600万円程度（従事者が1人の場合は300万円）

労働時間 年間総労働時間…1,800～2,000時間

申請に必要な書類や、認定までの流れについては、浜松市のホームページをご覧ください。



お問い合わせは 農業振興課 担い手支援グループ TEL. 457-2331

令和6年度 浜松市動物被害対策補助金のお知らせ

浜松市では、イノシシ・シカ等の野生動物による農作物の被害を防止するために、電気柵・防護施設等の購入・設置費用に対して補助を行っています。

※ただし、予算が限られているため、申込み多数の場合は補助が受けられないことがあります。

補助対象（購入・設置費用）	鳥獣被害対策基本講座の受講	補助率	補助金上限額
電気柵・忌避効果資材・追払い資材・捕獲わな	受講していない方	経費（税抜き）の10分の2以内	20,000円
	受講した方	経費（税抜き）の10分の5以内	50,000円
防護施設（防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、フェンス等）	受講していない方	経費（税抜き）の10分の2以内	80,000円
	受講した方	経費（税抜き）の10分の5以内	200,000円
複合柵（電気柵と防護施設を一体で整備）	受講していない方	経費（税抜き）の10分の2以内	100,000円
	受講した方	経費（税抜き）の10分の5以内	250,000円

申請前に「鳥獣被害対策基本講座」を受講すると、補助率が「経費（消費税を除く）の10分の5以内（上限額あり）」に優遇されます。

鳥獣被害対策基本講座開催日 要電話予約 主催：浜松地域鳥獣被害対策協議会

開催日	予約締切	開催場所	開催時間	予約先電話番号
令和7年1月31日（金）	令和7年1月24日（金）	天竜区役所 21・22会議室	10:00～11:30	922-0030（天竜農業グループ）
令和7年2月14日（金）	令和7年2月7日（金）	水窪支所 1階会議室A	10:00～11:30	982-0001（水窪支所）

●補助金申請条件

- ・市税を完納している者であること。（申請時に納付・納入確認同意書へ記入していただきます）
- ・浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。（申請時に誓約書を記入していただきます）

詳しい申請手続き・お問い合わせは 農業振興課 生産環境グループ TEL. 457-2332 ・北部農業グループ TEL. 523-1113

必ず、電気柵・防護施設等を 購入・設置する前にご相談ください。 ・浜北農業グループ TEL. 585-1117 ・天竜農業グループ TEL. 922-0030

（三ヶ日・引佐・水窪・佐久間・春野・龍山支所でも受付します）

各種お知らせ

農業者年金で、農業者の老後に安心を！

加入要件

- 国民年金第1号被保険者 ● 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満（60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます）

6つのポイント

- 1 農業者なら広く加入できます。
- 2 「積立方式・確定拠出型」で少子高齢時代に強い年金です。
- 3 保険料は千円単位で自由（月額2万円～6万7千円）に決められます。
※35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円から
- 4 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族へ支給されます。
- 5 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、税制面で大きな優遇措置があります。
- 6 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助（政策支援加入）があります。



＜政策支援加入の対象者と補助額＞

区分	必要な要件	本人負担の保険料（補助額）			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定新規就農者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1または区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1または区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	-	-

お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2481 又は、お近くのJAへ

農地を相続したときは、農業委員会への届出が必要です

相続等で農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した方は、農業委員会への届出が必要です。窓口での届出のほか、郵送でも受け付けています。様式や記入例は、浜松市ホームページからダウンロードしていただけます。

- 浜松市ホームページ「農地の相続等の届出について」
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nogyoi/shinko/agri/farmland/sozoku.html>



お問い合わせ・届出書の提出は

農業委員会事務局 TEL. 457-2481
〒430-8652 中央区元城町103番地の2
浜松市役所本館6階

農地の草刈りのお願い

あなたの管理する農地に雑草が生い茂っていませんか？
雑草が伸びている農地は草刈りなどを行い、周りに迷惑をかけないようにしましょう。

農地が荒廃すると、周辺環境の悪化につながります

- 雑草が道路に越境し、通行に支障が出ます。
- 害虫の発生や種子・花粉の飛散により、周辺の農地や住宅に被害が出ます。
- 不法投棄や火災につながる恐れがあります。

刈り取った草は放置せず、適切に廃棄処分しましょう。自動刈払機を使うときは、小石や欠けた刃の飛散から目を守るため、ゴーグルの着用を忘れずに！



お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2481

農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する際には、農薬の種類・使用方法を必ず確認して適正に取り扱うとともに、周辺農作物等への飛散を防止し、公共施設や住宅地周辺では近隣住民に対して看板・書面等により使用の事前周知に努めるなど、農地の周辺環境に配慮し、悪影響を及ぼすことのないよう十分注意しましょう。

また、盗難・紛失や誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなどして適切に管理してください。

お問い合わせは

農業振興課 生産環境グループ

TEL. 457-2332